

ネオバンクビジネス支店特約

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)の設置するネオバンクビジネス支店において取引を行う場合は、ネオバンクビジネス支店において取り扱う各種サービス取引すべてにおいて、この特約(以下「本特約」といいます。)の下記条項に従うことに同意するものとします。

第1条(本特約の適用範囲)

1. 本特約は、お客さまがネオバンクビジネス支店において行うすべてのお取引について、銀行取引規定その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイト (<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>) への掲示により告知します。
2. 当社とお客さまの間では、お客さまがネオバンクビジネス支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、ネオバンクビジネス支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第2条(ご利用いただけるかた)

ネオバンクビジネス支店の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第1条第1項の要件を満たし、かつ、別途定める当社の提携先(当社を所属銀行とする銀行代理業者を含みます。以下同じ。)からネオバンクビジネス支店の紹介を受けたお客さまに限られます。また、銀行取引規定第4条の定めにかかわらず、日本国内に居住する個人(個人事業者を含みます。)のお客さまは、当社の他の支店に開設する代表口座に加え、ネオバンクビジネス支店において代表口座を1口座ずつ保有することができるものとします。

第3条(口座開設方法)

銀行取引規定第5条第1項の定めにかかわらず、お客さまは、ネオバンクビジネス支店との取引にあたっては、提携先ごとに別途定める当社所定の WEB サイトまたはアプリケーションにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認のうえ、当社所定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することによってのみ口座開設を申込むことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

第4条(提供サービスの範囲)

ネオバンクビジネス支店にてご利用いただける商品またはサービスは、「商品概要説明書:ネオバンクビジネス支店」(以下「概要書」といいます。)に定めるものとします(当社の他の支店にてご利用いただける商品またはサービスの範囲とは異なります。)

第5条(手数料等)

銀行取引規定第12条の定めにかかわらず、ネオバンクビジネス支店における取引にかかる手数料または特典等の付与(キャンペーンの実施を含みます。以下同じ。)については、概要書に定められたものが優先して適用されるものとします(このため、一部サービスにおいては、当社の他の支店における取引にかかる手数料または特典等の付与とは内容が異なる場合があります。)

第6条(カードの発行)

当社は、ネオバンクビジネス支店の預金口座に関する取引に関し、お客さまに対し、デビット付キャッシュカード及びスマホデビットを発行し、お客さまに貸与します。また、当社は、ネオバンクビジネス支店の預金口座に関する取引に関し、お客さまに対し、口座開設方法等に応じて認証番号カードを発行し、お客さまに貸与することがあります。

第7条(他の支店の口座および取引との関係)

お客さまがネオバンクビジネス支店の取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第8条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本特約を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本特約に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上